「介護予防通所介護相当サービス」利用契約書

【デイサービスセンターかわら】

◇◆目次◆◇

第一章 総則

第1条（契約の目的）
第2条（契約期間）
第3条（通所型サービス計画の決定・変更）
第4条（介護保険給付対象サービス）
第5条（介護保険給付対象外のサービス）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）
第7条（利用の中止、変更、追加）
第8条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）
第10条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）
第13条（損害賠償がなされない場合）
第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第16条（契約者からの中途解約）
第17条（契約者からの契約解除）
第18条（事業者からの契約解除）
第19条（精算）

第七章 その他

第20条（苦情処理）
第21条（協議事項）

（以下「契約者」という。）と　株式会社よしなが　（以下「事業者」という。）は、契約者が　デイサービスセンターかわら　（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防通所介護相当サービス（通所型サービス）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所型サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所型サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所型サービス計画」という。）は、別紙『(サービス支援計画表)』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所型サービス計画の決定・変更）

1 事業者は、契約者に係るサービス支援計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所型サービス計画を作成するものとします。

2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の通所型サービス計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、通所型サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3 事業者は、契約者に係るサービス支援計画表が作成されていない場合でも、通所型サービスの作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、地域包括支援センター等を紹介する等サービス支援計画作成のために必要な支援を行うものとします。

4 事業者は、通所型サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5 事業者は、契約者に係るサービス支援計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、通所型サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所型サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、

契約者及びその家族等と協議して、通所型サービス計画を変更するものとします。

6 事業者は、通所型サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

第５条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所型サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、（　　食事代等　　）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第６条（サービス利用料金の支払い）

1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が通所型サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は要支援状態区分に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割又は２割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及びサービス支援計画表が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は通所型サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

一　月途中に要介護から要支援に変更となった場合

二　月途中に要支援から要介護に変更となった場合

三　同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

4　月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
5 第５条第１項及び第２項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
6 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
7 前４項に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 10 日までに支払うものとします。

第７条（利用日の中止・変更・追加）
1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により通所型サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は通所型サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
3 事業者は、第１項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第８条（利用料金の変更）
1 第６条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2 第６条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の２か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第９条（事業者及びサービス従事者の義務）
1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 10 条（守秘義務等）

1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前２項にかかわらず、契約者に係る他の地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合

二　契約者が入所した場合

三　契約者に係るサービス支援計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

通所型サービスを利用するにあたり、利用契約書の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、事業所が利用者に説明したこと並びに利用者が事業者から説明を受けたことを双方確認の上、サービスの提供開始および個人情報提供に同意し上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

法人名　　株式会社よしなが
法人代表者名　　吉永　康成

事業者　住所　福岡県田川郡香春町大字柿下 1302-1
事業者名　デイサービスセンターかわら

契約者　氏名

契約者の代理人の住所
契約者の代理人の氏名
契約者との関係（　　）